

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	新潟市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新潟市は、予防接種実施業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟市長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

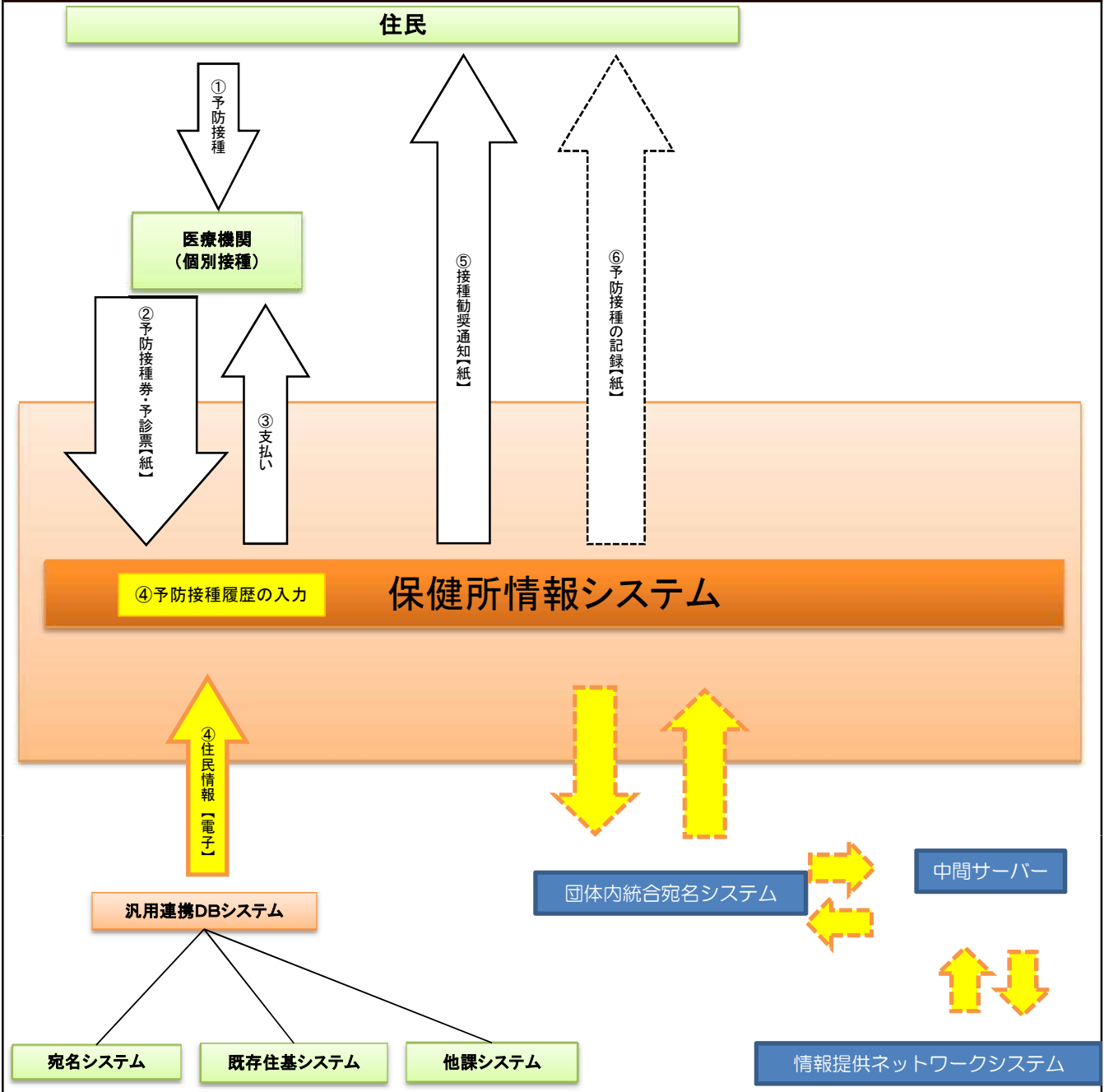
I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種実施事務(A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについての予防接種の実施)について、別表第一項番10に基づき個人番号を用いる。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	新潟市保健所情報システム
②システムの機能	○. 予防接種データ管理機能 予防接種対象児抽出、予防接種入力、予防接種連続入力、予防接種結果入力バッチ、接種別一覧、個人別一覧、予防接種履歴管理 ○. 他団体提供用データ(中間サーバ格納用データ)の団体内統合宛名システムへ転送機能 情報提供ネットワークシステムを通じて、他団体へ提供するために作成した中間サーバ格納用データを、団体内統合宛名システムへ送信する。団体内統合宛名システムは、中間サーバ格納用データを中間サーバへ転送する。また、異動発生時の更新後の情報も同様に中間サーバへ転送する団体内統合宛名システムへ送信する。 ○. 他団体情報照会要求機能 情報提供ネットワークシステムを通じて、他団体へ情報照会要求をするためのメッセージおよびデータを、中間サーバへ転送する団体内統合宛名システムへ送信し、情報照会要求結果は、中間サーバから受領する団体内統合宛名システムから受け取る。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム4	
①システムの名称	汎用連携DBシステム
②システムの機能	<p>既存業務システム間での庁内情報移転のための情報授受のシステムである。 ※情報授受は、既存業務システムからデータにアクセスして情報を取得する。しかし、あらかじめアクセスできるデータを各業務システムごとに制御しているため、各業務システムは許可されていないデータの取得ができない仕組みとなっている。</p> <p>1 既存業務システムからのデータ受取・保存 情報移転元システムで作成した庁内移転用データを受信し、副本として保存する。また、住民記録システム、宛名システムのみ随時(リアルタイム)で異動データを受信し、差分情報として取得した宛名異動のデータを保存する。</p> <p>2 庁内情報の連携 既存業務システムからの情報要求に応じて、あらかじめ定められた項目のみ当該者の情報抽出・情報提供を行う。 ※庁内移転用データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で庁内移転用データを渡す。</p> <p>3 セキュリティの管理 既存業務システムからのアクセスを制御するため、ID/パスワードの管理を行う。</p> <p>4 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (既存業務システム)
システム5	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<p>個人の住民登録者及び住民登録外者、法人の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理し、既存業務システムへ提供するシステムである。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (既存業務システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事業情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種法第8条において、市町村長は接種対象者に対して接種勧奨を行うこととされており、また、予防接種法施行令第6条の2において、市町村長は予防接種に関する記録を作成し、保存することとされている。 定期予防接種の対象者の確認及び未接種者の把握のため、特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。
②実現が期待されるメリット	個人番号により、効率的かつ正確に個人の予防接種履歴を管理することが可能になる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部保健所保健管理課
②所属長	保健管理課長 高井 彰
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- 【凡例】
- 個人番号を含む情報の流れ
 - 個人番号を含まない情報の流れ

- (1) 予防接種情報の管理事務
・予防接種委託医療機関から提出された予防接種券・予診票をもとに対象者の確認を行い、予防接種の履歴データを入力する。
- (2) 接種勧奨事務
・予防接種未完了者に個別勧奨を行う。
- (3) 予防接種記録の提供
・住民からの依頼により接種記録を提供する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事業情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に規定する定期接種対象者
その必要性	予防接種法及び関係法令において接種記録の管理が必要とされること、また、個人の接種歴を管理することにより、未接種者を正確に把握し、勧奨を行うために必要となる。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	①個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、予防接種券・予診票に記入された情報と突合するために保有、また接種勧奨に使用するために保有 ③健康・医療関係情報:予防接種履歴管理を適正に行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健衛生部保健所保健管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民生活部市民生活課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	住民情報は、住民登録に係る申請受付時に随時入手する。 予防接種情報は、市民が接種する都度、月1回定期的に医療機関から各医師会を通じて予防接種券・予診票を受領し入手する。	
④入手に係る妥当性	個人を特定し、適正に予防接種情報を管理する必要がある。	
⑤本人への明示	番号法第9条第1項別表第1の10項にて明示されていることを示す。	
⑥使用目的 ※	予防接種事業を実施するうえでの本人確認を行うため、本特定個人情報ファイルにおいて住民の情報を保有する。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健衛生部保健所保健管理課, 北区役所健康福祉課, 東区役所健康福祉課, 中央区役所健康福祉課, 江南区役所健康福祉課, 秋葉区役所健康福祉課, 南区役所健康福祉課, 西区役所健康福祉課, 西蒲区役所健康福祉課, 北地域保健福祉センター, 石山地域保健福祉センター, 東地域保健福祉センター, 南地域保健福祉センター, 中央地域保健福祉センター, 横越地域保健福祉センター, 小須戸地域保健福祉センター, 味方地域保健福祉センター, 月潟地域保健福祉センター, 西地域保健福祉センター, 黒崎地域保健福祉センター, 巻地域保健福祉センター, 岩室地域保健福祉センター, 西川地域保健福祉センター, 潟東地域保健福祉センター, 中之口地域保健福祉センター
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	(1) 予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予防接種券・予診票に記載された者が定期接種対象者であるか確認し、適切な予防接種事業の運営を図る。 (2) 接種勧奨事務 予防接種についての情報を個別勧奨をとしてお知らせする。	
	情報の突合 ※	予防接種券・予診票に記入された予防接種番号、住所、氏名、生年月日等と突合し、定期接種対象者かどうか確認する。
	情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	定期予防接種対象者であるかの決定を行う。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (<input type="checkbox"/> 1) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	保健所情報システム運用保守	
①委託内容	・システム資源の維持管理 ・障害復旧対応	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に規定する定期接種対象者	
その妥当性	システムの適正な運用を行うため、相当な専門知識を有する業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	富士通新潟支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約時に再委託申請書・作業従事者名簿・秘密保持誓約書を提出させ、委託先との契約に含まれている「情報セキュリティの要求事項」「個人情報取扱特記事項」について、再委託先にも遵守を義務付けている。
	⑨再委託事項	上記委託内容と同様。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><新潟市における措置> 特定個人情報を管理しているサーバはデータセンターに設置しており、設置場所は以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバ室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバ室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。 ・帳票を出力する印刷室についても、サーバ室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。 ・該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
<p>②保管期間</p>	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[定められていない]</p> <p>その妥当性 消除後5年度が経過することがない限り消去はしない。</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
<p>③消去方法</p>	<p><新潟市における措置> ・サーバ上のデータは、消除者等の他業務に影響のないデータについて、システム内で定期的に削除処理を実行する。 ・紙媒体は、文書規定で定められた保存年限を経過したものについて、溶解廃棄処分を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破損又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<基本情報>

1 整理番号、2 カナ氏名、3 生年月日、4 性別、5 漢字氏名、6 年齢、7 郵便番号、8 住所、9 電話番号

<接種別項目>

【ツベルクリン反応】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区

【BCG】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区、31 ツ反結果コード、32 反応状態コード、33 長径

【麻しん】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区

【三種混合】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区

【経口生ポリオワクチン】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区、31 小学校コード、32 中学校コード

【日本脳炎】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区

【風しん】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区

【二種混合】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区

【インフルエンザ】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区、31 負担金区分

【MR】

1 事業番号、2 期・回数コード、3 予防枝番、4 年度、5 事業予定連番、6 受診日、7 受診会場、8 受診種別コード、9 登録日、10 接種医療機関番号、11 接種医療機関、12 接種区分コード、13 Lot番号、14 接種量、15 印刷コード、16 印刷日、17 予診医医療機関番号、18 予診医番号、19 接種医医療機関番号、20 接種医番号、21 予診医職員ID、22 予診医職員枝番、23 接種医職員ID、24 接種医職員枝番、25 ワクチンメーカー名コード、26 予診理由区分コード、27 備考、28 入力窓口、29 旧市町村コード、30 登録区

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事業情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><汎用連携DBシステムにおける措置> 汎用連携DBシステムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><汎用連携DBシステムにおける措置> ①情報移転元システムが作成したデータを汎用連携DBシステムに格納し、既存業務システムからデータにアクセスして情報を取得するシステムであるが、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 ②あらかじめアクセスできるデータを各業務システムごとに制御しているため、既存業務システムは許可されていないデータの取得ができないことを担保している。 ③汎用連携DBシステムを利用する各業務システム各々にID／パスワードを設定することで、他システム用の情報データへのアクセスを阻止している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><汎用連携DBシステムにおける措置> ①汎用連携DBシステムを利用する既存業務システム各々にID／パスワードを設定することで、あらかじめ承認されたシステム以外の情報入手を阻止している。 ②データ授受の動作記録を残すことで、不適切な入手を阻止している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。 ②団体内統合宛名管理システムへのログイン及びデータ授受の動作記録を残すことで、不適切な入手を抑制している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	-
個人番号の真正性確認の措置の内容	-
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	-
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><宛名システムにおける措置> 宛名システムで管理する特定個人情報は、利用する既存業務毎にアクセス制御を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、設定を超えた範囲の情報を入手することは不可能である。また、システム連携する既存業務システムごとにアクセス制御も行う。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。</p> <p><汎用連携DBシステムにおける措置> 情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、移転する情報以外の情報利用はできない。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象既存業務システムを利用する端末は、該当職員個人のパスワードによる認証を行っている。 ・対象既存業務システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>○アクセス権の発行 当該既存業務システムを所管している所属長に対し、下記の内容を記載した申請を行い、当該既存業務システムを所管している所属長がアクセス権限を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要なアクセス権限の種類 ・アクセス権限が必要な期間 ・利用する業務名及び業務概要 ・利用目的及び必要とする理由(法令根拠等) ・申請課及び利用課の所属長及び利用者 <p>○アクセス権の失効 アクセス権は、必要な期間の満了日に自動削除される。 また、アクセス権が必要な期間の満了日前に異動若しくは退職した場合にも自動削除される。</p>
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	権限設定状況の一覧表がオンラインから出力可能であり、出力した帳票を基に定期的な見直しを実施している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの業務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 また、全職員を対象に情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>ファイルが不正に複製できないようにするため、特定個人情報を扱う端末については、下記のとおり措置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。 ・端末に業務用データが残らない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行い、加えて、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザID/パスワードにより認証している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業者及び作業内容を記載した申請書を提出させ、その全ての申請書を保管する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他社への提供を禁止する旨を契約書に明記している。また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を撤収している。加えて、提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報を記録した(ハードウェアを含む。)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去、又は記録装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 ・個人情報を記録した(ハードウェアを含む。)媒体等の破砕等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けること。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> データの秘密保持に関する事項 再委託の禁止又は制限に関する事項 情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 データの複写及び複製の禁止に関する事項・事故発生時における報告義務に関する事項 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 データの授受及び搬送に関する事項 委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 その他データの保護に関し必要な事項 前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末でどの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったか)の記録が逐一保存される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。	
その他の措置の内容	媒体により情報を提供する場合、事前の申請を必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	汎用連携DBシステムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 汎用連携DBシステムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の紹介許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><保健所情報システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末で、どの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><保健所情報システムにおける措置> 保健所情報システムへのログインは、ID/パスワードによる認証を必要とする利用者登録により制限されており、特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやるとりされることを防止する。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><保健所情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 汎用連携DBシステムでは、番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際は、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新潟市における措置></p> <p>本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><新潟市における措置> 特定個人情報を管理しているサーバはデータセンターに設置しており、設置場所は以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバ室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバ室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。 ・帳票を出力する印刷室についても、サーバ室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><新潟市における措置> 特定個人情報を管理しているサーバはデータセンターに設置しており、設置場所は以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバ室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバ室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。 ・帳票を出力する印刷室についても、サーバ室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2)十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	保有する基本4情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	LTOにバックアップを取った後、データを消去している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を破棄する場合は、情報を復元できないように処理したうえで破棄する。機器リース終了後による返却の場合も同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙文書は、シュレッダーにより復元不可能にする。 磁気的な記録媒体は、粉碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行ったうえで破棄する。 サーバ、端末(パソコン)等情報機器については、記録措置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによる消去を行う。 データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。 	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<新潟市における措置> 評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年に1度担当部署において自己点検を実施する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<新潟市における措置> セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ部門による監査を実施。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<新潟市における措置> 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び、技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	新潟市保健衛生部保健所保健管理課 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 電話:025-212-8194
②請求方法	新潟市個人情報保護条例第16条に基づき、指定様式による書面の記載した開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載する。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 手数料は無料だが、写しの交付の場合、白黒1面につき10円、カラー1面につき70円。窓口で写しの交付を受ける場合は現金で、郵送の場合はコピー料と郵送料等の負担有。前納制。
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種に関する事務ファイル
公表場所	新潟市保健衛生部保健管理課,総務部市政情報室
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	新潟市保健衛生部保健所保健管理課 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 電話:025-212-8194
②対応方法	・問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施期間において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室及び行政経営課に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p>< 選択肢 ></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市のホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及び市政情報室において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。
②実施日・期間	平成27年4月13日から平成27年5月11日まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

